

1. 校内のケガ・病気に対する救急体制と確認事項

葛西中学校

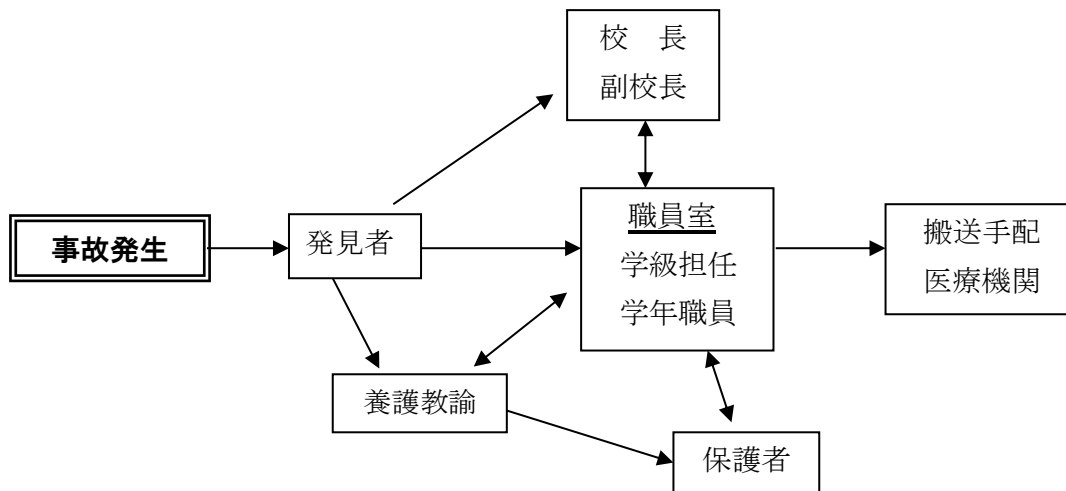
(1) 救急処置の原則

学校における救急処置は、あくまでも医療機関に行くまでのまたは行く必要のない程度・範囲の傷病に対する応急処置である。投薬は原則として行わない。また、ベッドの使用は、短時間の休養・観察に限り、それ以上の者はすべて家庭と医療機関に任せる。以下、救急処置・保健指導後の対処を4段階に示す。判断に迷った時は、学校医等の指示を仰ぐ。

第1段	軽傷である場合、教室にて経過観察をする。
第2段	保健室で休養させ、経過観察をする。
第3段	帰宅させ、経過観察や受診を勧める。
第4段	ただちに医療機関に受診させる。

(2) 救急体制

【事故発生時の緊急連絡】



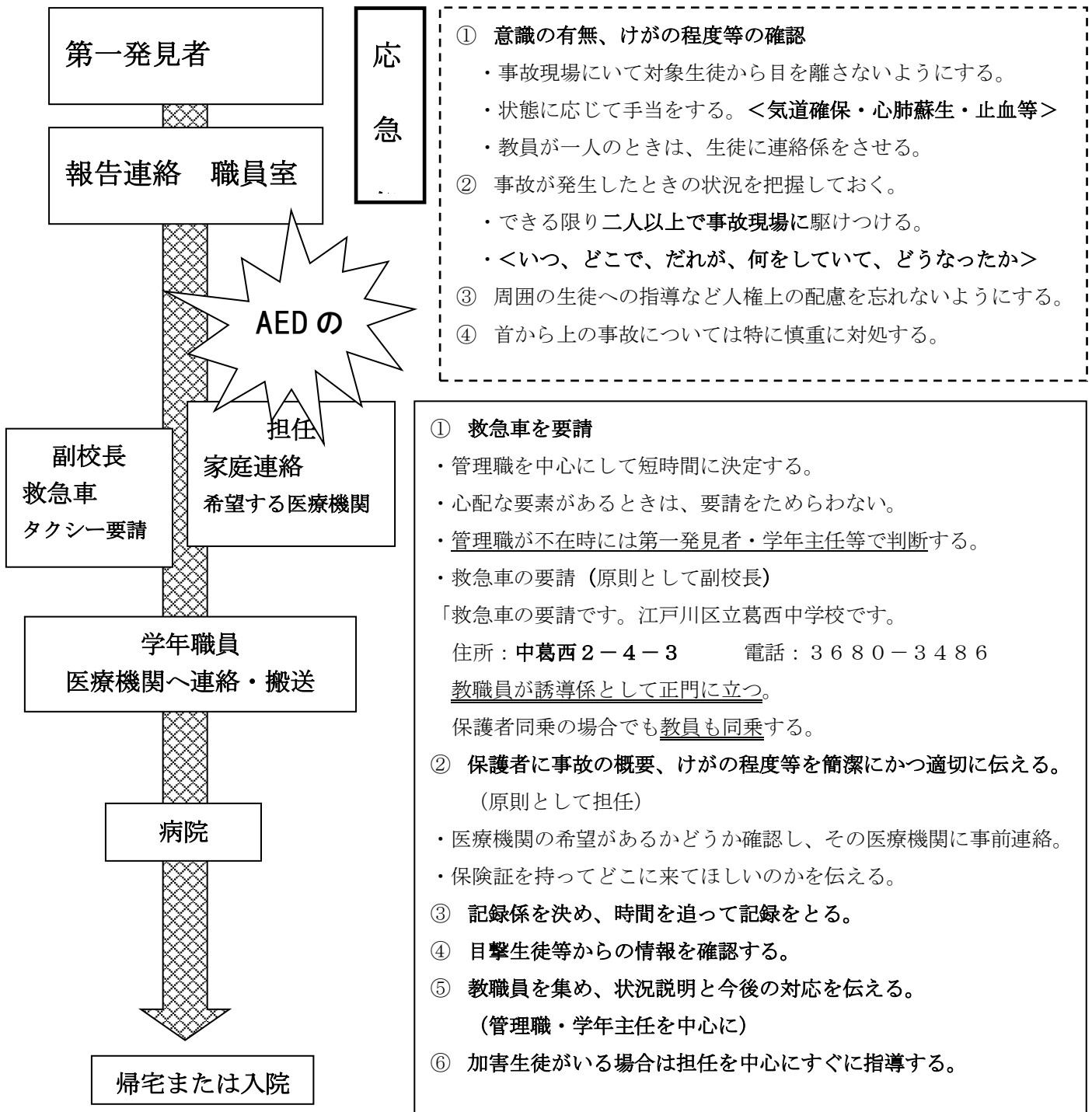
*医療機関に搬送する場合は、保護者に状況を連絡し、希望する病院を確認する。

*緊急を急ぐ場合は救急車要請

【基本的な考え方】

- ・生命の安全をすべてに優先させる。
- ・事故にあった生徒、保護者の気持ちを常に念頭におく。
- ・敏速に、誠意をもって事にあたる。
- ・救急車要請は、管理職の先生にお願いする。

(3) 養護教諭不在時における緊急対応の流れ



- ① 保護者に事故について、できるだけ詳しく誠意を持って説明する。
- ② 担任や管理職のお見舞いは、できるだけその日のうちに行く。
- ③ 加害生徒がいる場合には、保護者同伴でお見舞いに行くことを勧める。
- ④ 翌日欠席したときは、保護者から様子を聞き、状況に応じて対応する。
- ⑤ 入院したときは、諸配付物・授業ノートのコピー等、欠席中の配慮をする。



(4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校管理下（登下校・部活動・宿泊行事を含む校外活動等）のけがで医療機関に受診した場合、保険診療分の費用が書類申請後、センターから支給される。

【手続き】

- ①医療を受けた場合は、必ず養護教諭に連絡する。
*養護教諭不在の場合は緊急時の書類を保護者に渡す。
- ②保護者はかかった医療機関で書類に記入してもらい、生徒を通じて養護教諭に提出する。
- ③養護教諭が手続き事務を行ない、申請後2～3ヶ月後に給付金が支給される。（銀行振込）

平成20年4月から江戸川区の「子ども医療助成制度」により、中学生も医療費が全額助成されているが、学校管理下におけるけがについては「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となるため、この助成制度を利用しないことが原則。

(5) 学校感染症

保護者から感染症にかかった生徒の連絡を受けた学級担任は、必ず養護教諭に連絡をする。

【手続き】

- ① 書類（職員室出席簿棚）を保護者に渡す。葛西中 HP から印刷アウトできる。
- ② 主治医から登校の許可が出たら、書類に記入してもらい、それを持って登校を再開する。
- ③ 出席簿は「出席停止」と記入する。
出席停止期間：受診して診断名を告げられた日 ～ 主治医の許可が出るまで

(6) 水泳の授業時の事故対応

①初期対応

- ・事故にあった生徒の意識や呼吸の有無等を速やかに確認し、生命に係るなど緊急を要する場合は、速やかに救命措置（人工呼吸・AED〔職員室前に設置〕の使用等）を行う。また、養護教諭や他の教職員・管理職への連絡、119番の要請を迅速に行う。
- ・他の生徒や教職員に対する心のケアに当たり、動揺や不安を早期に取り除く手立てを講ずる。

②未然防止

- ・予め生徒の既往症等を把握するとともに、日頃の健康観察をきめ細やかに行い、生徒一人ひとりの健康状況に留意した指導計画の実践に努める。
- ・指導前のプール施設・設備の安全点検（排環水口等の安全性の確認）の励行、複数教員での指導及び監視体制を確立し、安全管理の徹底に努める。

※ 過去の水泳事故発生状況を見ると、休み明けの月曜日に発生件数が多い。

水温、気象条件（天候、気温、風等）、生徒の健康状況等を総合的に判断し、十分な配慮の下で実施することが望ましい

（7）放課後、休日（部活動）の事故対応【（1）～（3）を参照のこと】

※ 放課後や休日は教職員の数が少なく、平時に比べて迅速な対応ができなくなり、時には一人に対応しなければならない事もあることを想定しておくこと

（放課後）

基本的に（1）～（3）と同様の対応をとる

- ・速やかに当該部活動を中断し、他の教員の協力をえて、周辺生徒の動揺や不安を和らげ落ち着いた状態にして下校させる。
- ◎通常の部活動中のけがや事故と異なるもの（例一砲丸がぶつかった、サッカーゴールが倒れた、バットで殴った等）については、状況を管理職に報告し指示を仰ぎ、教育委員会に報告する。

（休日）

- ・個人での判断はせず、冷静に状況を見極め周囲の生徒を落ち着かせる。負傷者が出た場合は、保護者に連絡し状況に応じて病院に搬送する。また、可能な限り、連絡の取れる教職員に応援を要請する。
- ・上記の特異な例（◎）に該当する場合は、管理職にも連絡する。

（8）校外学習（宿泊行事を含む）における事故対応

（初期対応）

- ・引率した教職員は、速やかに引率責任者（校長等）に報告する。また、必要に応じて119番を要請するとともに、負傷した生徒の応急手当を行う。
※負傷者多数の場合は、周辺の一般の方に応援を求めるなど臨機応変な対応をする。
- ・負傷者の手当てに当たっている以外の教職員は、他の生徒の安全確保に努めるとともに、学校に事故の発生状況等について連絡する。
- ・班別行動などで教職員が近くにいない場合は、教職員が駆けつけるまでその場を離れないことを生徒に伝え、緊急を要する場合は110番を要請する。

（天候急変等による活動の変更、中止などの判断）

山・川・湖沼・海などでの野外活動において、実施直前、もしくは実施途中の天候急変等による活動の変更・中止などは、地元の関係機関や委託業者等と緊密な連携をとった上で適切に判断する。

※参加している生徒の人数、健康状態、引率職員の体制等にも留意する。